



いわなし 議会だより

発行 岩内町議会
編集 議会運営委員会
〒045-8555
北海道岩内郡岩内町字清住258
☎ 0135-62-1011
FAX 0135-62-3465
メールアドレス
iw-gikai.282283@water.ocn.ne.jp



第41回いわない怒涛まつり（昨年の様子）



第2回定例会報告.....	P 2
一般質問.....	P 3 ~ 10
議会日誌.....	P 11

定例会報告

人権擁護委員に 佐々木義明氏 決まる

○平成二十六年度一般会計補正予算等を審議する第二回定例会は、六月九日招集され、町長より提案された議案の説明を受けた後、議案審査のため、休会に入りました。六月十六日に再開し、三名の議員により町政各般にわたり一般質問が行われ、引き続いて議案の審議を行い、全議案を原案どおり可決し、六月十九日閉会しました。

『その他』

○財産の取得 小型ロータリ除雪車一千七百万円を取得しました。

○財産の取得 埋蔵文化財包蔵地約一千九百万円で、土地を取得しました。

○工事請負契約の締結

流雪溝ポンプ設備改修工事約七千五百万円に係る工事請負契約することを決めました。

審議した案件

全議案は原案どおり可決されました。

『予 算』

○平成二十六年度一般会計補正予算
旧中央小学校（校舎）改修工事費六千二百万円及び社会保障・税番号制度システム整備業務委託料約一千八百万円などを追加補正しました。

『人 事』

○人権擁護委員候補者の推せん
人権擁護委員に佐々木義明氏を推せんしました。
○岩内町農業委員会委員の推せん
農業委員会委員に金沢志津夫氏、本堂秀利氏を推せんしました。

平成二十六年度一般会計補正予算等を審議する第二回定例会は、六月九日招集され、町長より提案された議案の説明を受けた後、議案審査のため、休会に入りました。六月十六日に再開し、三名の議員により町政各般にわたり一般質問が行われ、引き続いて議案の審議を行い、全議案を原案どおり可決し、六月十九日閉会しました。

○工事請負契約の締結

文化センター大ホール等改修建築主体工事約一億二千九百万円に係る工事請負契約することを決めました。

○工事請負契約の締結

文化センター大ホール等改修電気設備（音響）工事約八千万円に係る工事請負契約することを決めました。

○工事請負契約の締結

文化センター大ホール等改修電気設備（音響）工事約八千万円に係る工事請負契約することを決めました。

○工事請負契約の締結

（照明）工事約一億三千万円に係る工事請負契約することを決めました。

○北海道町村議會議員公務災害補償等組合規約の変更
構成団体の協議について議決しました。

○北海道市町村総合事務組合規約の変更
構成団体の協議について議決しました。

○ウイルス性肝炎患者に対する医療費助成の拡充を求める意見書
○「情報・コミュニケーション法（仮称）」の早期制定を求める要望意見書
○規制改革会議意見書の取扱いに関する意見書

『審議した意見書』



一般質問(要約)

6月16日、17日 3名の議員による町政全般にわたる質問が行われました。

齊藤雅子議員(公明党)

風疹予防接種の公費助成について

■質問■

一、昨年から多くの自治体が風疹予防接種の公費助成を実施しているが、本町も二十代から四十代の女性及び男性に対する予防接種の啓発と公費助成について、町長の所見は。

■町長■

二、無料定期接種の一期目は九十九%の高い接種率だが、二期目は九十%で一期目より九%も下がっているが、その要因と何人位が未接種になるのか。

三、今後、未接種をなすため、どのような対策を講ずるのか。

四、法定接種期間は無

なるが、このような対象者にも公費助成をすべきと考えるが、町長の見解は。

過去た、周知不足などが考えられる。
直近三年間の第二期目の未接種児童数は、

平成二十四年度が四名
平成二十五年度が七名

■質問■

一、健康寿命を阻害する因子と思われる、低栄養、口コモティブシンдро́м (内臓脂肪症候群) や認知症のリスクも年度当初に積極的な勧奨と丁寧な説明に努め

現在、葉書と電話勧奨を実施しているが、今後は年度当初に積極的な勧

二、接種に適した時期と間隔があり、罹患・重症化しやすい年齢になる前に接種することが重要である。

三、公費助成は、今後の課題とし、定期接種期間に接種するよう、正しい知識の周知と情報提供の充実に努める。

一、口コモとは、運動器の障害により要介護り

二、口コモは、運動や栄養を見直す事で、予防や改善が期待でき、しかし運動と栄養に気を付ける事は、脳卒中を引き

介護予防対策としてロコモ運動の推進を

起こすメタボリックシンдро́м (内臓脂肪症候群) や認知症のリスクも減らすことが分かっている。

そのために早めの取り組みが重要であり、本町においても広く啓発活動と共に、ロコモ体操などを組みが重要であり、本町の健康体操運動を展開してはどうか。

また、東京都老人総合研究所の『食品摂取多様性スコア』等を利用して、健康手帳に記載してはどうか。

■町長■

一、口コモとは、運動器の障害により要介護り

二、口コモの予防対策として、高齢者の栄養改



や低栄養予防教室、料理教室、訪問指導等を行っている。

また、運動器の機能向上を目的に、地域包括支援センターによる運動教室や健康体操セミナーの実施のほか、老人クラブ等に対する体操の普及活動など、高齢者のリスク軽減を図っている。

なお、栄養士による健康教育や食事指導の現場では、厚生労働省の食事バランスガイドを活用しているが、食品摂取多様性スコアについても、栄養素の摂取状況を解りやすく評価できることから、健康手帳への搭載の有効性を検証し、活用を検討していく。

二、現状の栄養改善や運動器の機能向上の事業が口コモ対策そのものであることから、来年度以降も、保健センターや地域包括支援センターを拠点に、各種教室や訪問指導、セミナーなどを実施し、啓発活動と健康体操運動の普及等を開拓していく。

口コモとは？

運動器の障害のため移動機能の低下をきたした状態、口コモティップシンドロームといい進行すると介護が必要になるリスクが高くなります。



学童保育の拡充について

の延長をすべきと考える
が、町長の見解は。

■質問■
一、中央小学校が閉校になり、西小学校、東小学校の学童保育の児童数は。

■町長■
一、平成二十五年度入所時は、東小二十二名、西小二十三名、中央小二十四名の計六十九名に

働く指導員のうち、資格を持つていない人の割合はどの様になっているか。

また指導員の人員配置は西小、東小、どの様になつてゐるか。

二、現在、雇用している指導員及び代替登録員は、全て「教諭」か「保育士」又は「両資格」を保有している非常勤職員となつてている。

四、開設時間の設定にあたつては、学校施設の管理責任者である教育委員会や各小学校とも詳細な検討作業を行うことが児童の安全・安心を守るためにも重要であると考

えており、今後においては、適切な体制づくりが図られるよう、延長にかけて、検討したいと考えている。

三、厚労省から示されたガイドラインによると適正規模については、あおむね四十人までとすることが望ましく、最大七十人までとのことだが、二〇一五年から対象児童が六年生まで拡大されるが、今のままの教室で間にあうか、増加した場合の対応策は。

三、対象児童の増加に伴い、対応した教室の確保については、本年度より各学童保育所とも二教室を活用して実施しており、厚生労働省が示す「ガイド

ライン」に規定される必要面積や人数規模の基準について、すでに十分クリアしている。

四、女性が子育てと仕事を両立しやすい環境を整えるため、終了時間を

4

本 堂 秀 利 議員（日本共産党議員団）

原 子 力 防 災 計 画・ 安 定 ヨ ウ 素 剤 に つ い て

■質 問 ■

一、住民への安定ヨウ素剤配布体制と予防服用体制の構築をするとしたが、道が別途定める手続きとは何か。

二、本部長はP.A.Z、U.P.Z内住民へ独自の判断で安定ヨウ素剤の服用を指示出来るとなつたが道が別途定める手続きとは何か。

三、関連四町村には配布体制、予防服用、服用指示の別途手続きの詳細は提示されているのか。

四、P.A.Z・U.P.Z内住民の被ばくを防ぐため事前配布も含め、どのようにしておくのか。

九、防災計画での避難の定義は。

十、P.A.Zの要避難者

五、放射性プルーム対策として、要避難者・要配慮者のいる施設、学校、保育所、幼稚園などへの事前配布は実施しないのか。

十、P.A.Zの要避難者には指示があるまで、自ら的に避難しないよう周知徹底するとしたが、避難を始めた住民を規制出来るのか。

○と思つがいかがか。

十一、被ばくを前提に避難基準を作つてあるとしたが、根拠は何か。

十二、原子力防災計画の避難指示は、被ばくしながら避難する計画にならないのではないか。

十三、医療、福祉施設海道緊急被ばく医療活動実施要領の中で示されるとされている。

十四、町を守り、子どもたちに被ばくさせない環境を残すには泊原発すべてを廃炉するしかない

■町 長 ■

一、安定ヨウ素剤の配布・予防服用体制などは、北海道緊急被ばく医療活動実施要領の中で定められる」と考えている。

二、この手続きも、北海道緊急被ばく医療活動実施要領の中で示されるところである。

六、安定ヨウ素剤の服用は、原子力規制委員会の判断に基づく原子力災害対策本部からの指示によるが、特に緊急を要する場合などには、医師などの助言により本部長が判断出来ることになつた。

九、原子力災害対策指針で避難とは、「住民等が一定量以上の被ばくを受ける可能性がある場合

四、五、P.A.Z外の安定ヨウ素剤配布・服用は、一部例外はあるが全面緊急事態に屋内退避、その後、空間放射線量率等に応じて避難等の防護措置が講じられる際に、配布・服用すると国の解説書には記述されている。

七、施設敷地緊急事態とは、緊急時活動基準がEAL二の状態で、この事態の防護措置判断基準は、国の防災基本計画及び原子力災害対策指針等により規定されている。

八、全面緊急事態とは、緊急時活動基準がEAL三の状態で、この事態の防護措置判断基準は、国の防災基本計画及び原子力災害対策指針等により規定されている。

九、原子力災害対策指



の防護措置であり、放射性物質又は放射線の放出源から離れ、被ばくの低減を図るものであり、空間放射線量率等が高い又は高くなるおそれのある地点から速やかに離れるため緊急で実施するもの」となっている。

は、これらを基準にして作成されている。

十三、各医療機関等で避難計画が作成されおり、入院患者等の転院等の措置は、北海道が設置する医療班と連携することになつていて。

しかし、先日開催した

「岩内町福祉・介護・医療・教育関係機関原子力防災連絡会」で、「北海道医療班との連携について詳細が不明」との意見もあり、これら意見を北海道に対し要請していく。

福島事故でも、事故の情報を得た自主避難者が発生し、これは一定程度予想される。

このため、道路渋滞等の混乱を緩和し、全体として迅速な避難に繋がる段階的避難は重要なため、町民に周知し理解を得ることが必要と考える。

十四、原子力発電所の廃炉は、我が国におけるエネルギー政策上の位置づけなども踏まえ、国及び電力事業者が判断すべきものと考えている。



泊原子力発電所

社会保障・税番号制度について

システムについて

■質問■

一、社会保障・税番号制度システムの内容は。

七、法定受託事務とは。

八、住基ネットワークシステムと税番号制度の違いは。

二、社会保障や税に関する各種行政事務の効率化が図られるとしているがどのような効率化か。

三、申告納税制度は民主主義の基本ではないのか。

九、税番号制度の住民生活への影響と対策は。

十、税番号制度の住民生活への影響と対策は。

十一、個人の自己情報コントロール権を侵害するのではないか。

十二、問題点の多い社会保障・税番号制度システムを導入すべきでないと考えるがいかがか。

四、「民一民一官」の関係で流通させて利用可能な視認性にすることが社会保障や税に係る各種行政事務の効率化に繋がるのか。

五、住民のプライバシー情報が丸ごと、国に把握されてしまうことになるのではないか。

六、税番号制度は、プライバシー侵害の基盤を作ることになるのではないか。

十一、避難基準は、防災基本計画及び原子力災害対策指針によるもので、原子力防災計画所として下された判決であると認識している。

■町・長■

一、社会保障・税番号制度は、住民基本台帳をベースに新たに十二桁のマイナンバーが付与され、平成二十七年十月以後、各個人に通知され、平成二十八年一月から年金、雇用保険、医療保険、確定申告など法律や条例で定められた事務に限つて利用される予定である。

二、国等の行政機関や市町村で、複数の業務間の連携、住民票や所得証明書などの添付書類の省略や様々な情報の照合と転記などが期待されている。

三、申告納税制度を維持することを前提に、所得申告漏れやこれに伴う社会保障の不正受給などを防止するためにも、「公正な負担と給付の確保」を制度導入の基本理念としていると考える。

四、税分野の給与支払報告書等と社会保障分野の被保険者資格取得・喪

失届など法律によつて民間事業者から国等の行政機関や市町村へ提出される書類は、個人から提示され、突合作業や提出漏れの確認など事務効率化が図られると考える。

五、六、番号制度で取扱う情報は、社会保障、税、災害対策分野に限定されており、プライバシー影響評価が義務規定となつた。

また、国が個人情報を一元管理するのではなく、各行政機関、市町村で分散管理を行い、必要な情報を必要な時だけ利用するため、プライバシー情報が全て国に把握されるものではなく、プライバシー侵害の基盤に繋がらないと考える。

七、八、法定受託事務は、「国又は都道府県が行う事務を法令によつて市町村などに処理を委任する事務」とされており、番号制度は、番号法により法定受託事務とされている。

九、制度概要や個人情報の取扱い、個人番号カードの交付手続きなどは、今後、国で様々な広報活動が行われるが、町も、広報紙などを通じて、町民の方に出来る限り分かり易く伝える。

十、岩内町個人情報保護条例第七条では個人情報の取扱い及び提供の制限、第四十九条から五十二条では職員等の罰則規定が定められている。

十一、個人・法人共に申告納税制度を基礎根拠とした各種社会保障制度の堅実な運用が公平・公正な社会の実現に繋がるものと認識している。

十二、番号制度は、生活の多様性や情報通信技術の進歩によつて、行政事務の効率化と、国民の利便性の向上のための新たな社会基盤の構築に繋

なお、住基カード発行業務は自治事務とされており、法的な違いがある。

がるため、番号制度の導入を進める。

子ども子育て支援事業・学童保育について

■質問■

一、子ども子育て支援法が制定され、学童保育の位置づけは、どう変わったか。

二、小学校統廃合後学童保育の利用状況はどのようになつているのか。

三、西・東小学校の対象となる三年生までの児童数は。

四、学童保育を利用す る子どもたちの退所時間は何時頃が多いのか。

五、春・夏・冬休み期間の学童での利用者数と退所時間は。

六、保育所修了児童数と、学童保育利用者数との現況をどう分析しているのか。

十一、市町村子ども子育て支援事業計画は策定されたのか。

十二、交付金は国から市町村へ直接補助とあるが、限度額はどうなつているのか。

7

十三、岩内町子ども・

子育て会議の要綱が策定されたたが、事業計画の審議はどのように取り組まれているのか。

十四、学童保育の基準を国は省令で示しているが、その基準による条例の制定はいつ頃か。

十五、常勤職員の配置を考えた学童保育の整備充実の計画は。

十六、指導員の処遇改善、人材確保に向けて話し合われているのか。

十七、学童保育を利用する子どもたちの生活の場の環境整備をどう取り組むのか。

十八、保護者、各関係機関の密接な連携による支援が求められると思うがいかがか。

六、保育所修了児童に対する学童保育所への入所児童の割合は、近年五十分台で推移しており、実態を表した数値の

町長■

一つと認識している。

一、平成二十四年八月に公布された子ども・子育て支援関連三法による位置づけがなされたが、事業の趣旨や目的そのものについては、大きな変更がないものと認識している。

二、平成二十六年度から二箇所で実施しており、入所時の児童数は、東小四十三名、西小

二十二名の計六十五名となっている。

四、平日は、午後四時から午後五時までの間が最も多いものと認識して

いる。

五、平成二十五年度での長期休暇期間の平均登所率は、「六十五・六%」となつており、平日に比べ、比較的早い時間帯での退所も見られる。

六、保育所修了児童に

十、現在、事業計画の策定作業中であり、具体的な整備計画や数値目標は示すことが出来ない。

七、八、平成二十五年十二月に、未就学児童の家庭と学童保育の利用世帯を対象とした二一・二調査を実施している。

九、高学年になるにつれて、「習い事」や「少年団活動」等が活発化するなどの児童の特徴的な傾向や、保護者・指導員といった保育現場の方々の意見等も十分踏まえ、適正な保育環境の確保に努めしていく。

十、平成二十六年二月に「岩内町子ども・子育て会議」を設置し、これまで二回の会議を開催している。

十一、平成二十六年二月に「岩内町子ども・子育て会議」を設置し、これまで二回の会議を開催している。

十二、現在まで、この給付措置についての限度額など、具体的な補助基準等については国から示されていない。

十三、平成二十六年二月に「岩内町子ども・子育て会議」を設置し、これまで二回の会議を開催されている。

十四、児童福祉法の一

部改正により、学童保育事業に係る設備や運営基準を条例で定めることが規定された。

十五、十六、指導員は、非常勤職員として採用。配置しているが、引き続き保育現場の状況を十分検証し、常勤又は非常勤のいずれかの勤務体系が求められているのかについても、検討して

布された厚生労働省令に従い定めることとされており、本年中に条例提案については、国の指針に基づき、平成二十六年度末までに策定することとされています。事業計画の策定作業中である。

町としては、的確な支援提供を図るため、利用者や保護者との連絡・調整のほか、関係機関との連携を密にしながら、円滑な事業運営に努めている。

佐藤英行議員（市民自治を考える会）

地域医療について

■質問■

岩内協会病院の医師不足による救急患者受け入れが出来なくなつたことに対し町長は、「常勤医師の確保が最重要課題であることから社会事業協会本部、また北海道、医師会に對して医師確保のための要請を行つて來た」と述べてい。

また、平成二十六年度町政執行方針でも、「町としては、北海道社会事業協会はもとより、北海道や北海道医師会、北海道病院協会等に対し、常勤医師と救急代替病院の確保を強く要請するとともに、岩内古宇郡医師会にも協力をお願いしているところであり、今後とも積極的に要請活動等を取り組んでまいります」と述べている。

要請だけではなく、町として公的病院として地

域医療を担う岩内協会病院に対して具体的な支援も不可欠と考えます。

一、本年度の二十四時

間救急患者受け入れ体制、および早期の人工透析実施に向けた岩内協会病院への具体的な支援は何か。

二、また、継続的な支援はどうのような考え方持つているのか。

■町長■

一、北海道社会事業協会本部及び岩内協会病院との意見交換で、最重要課題は、医師確保による医療体制強化との認識で一致している。今後も岩宇四町村間の連携を図り、医師確保について北海道及び北海道医師会等の関係機関に対し、協力要請を継続していく。具

体的な支援については、

要請があつた段階で岩宇四町村間で内容を十分協議し、対応を検討する。

原子力防災計画の実効性について

■質問■

三月に福島県富岡町、大熊町、二本松市、南相馬市、福島市、川俣町、浪江町、葛尾村、伊達市、飯館村の十八名の方から

福島第一原発事故時の安全協定や避難計画について聞いてきたが、実効性がなかつたとの意見がほとんじだつた。この福島の現実を踏まえて、泊原発事故が起きた場合、

一、町民に対して放射能から防護する措置はどうの手段で伝達されるのか。

五、災害弱者も含めた避難者を考慮した移動手

段はどうのようにならうとされているのか。

六、車両のスクリーニング・除染はどうのようにならうとされているのか。

七、複合災害や気象条件による避難経路の制約はどうのようにならうとされているのか。

八、車両のスクリーニング・除染はどうのようにならうとされているのか。

■町長■

一、防護措置は、速やかに国・道との緊密な連携のもと、迅速かつ的確に、広報車両や防災行政無線、テレビ・ラジオなど様々な情報伝達手段を活用し提供する。

二、国の指針では、段階的避難の必要性を指摘するところである。



実効性について

しているが、町では段階的避難について検討しているのか。また、町民はそれを了解し実践できるのか。

三、自家用車を利用して生きない人の一時集合場所は決まっているのか。その場所は被ばくが最小限になるところなのか。

四、避難ルートの情報は町民に周知しているのか。

五、災害弱者も含めた避難者を考慮した移動手段はどうのようにならうとされているのか。

六、車両のスクリーニング・除染はどうのようにならうとされているのか。

七、複合災害や気象条件による避難経路の制約はどうのようにならうとされているのか。

八、車両のスクリーニング・除染はどうのようにならうとされているのか。

■町長■

一、防護措置は、速やかに国・道との緊密な連携のもと、迅速かつ的確に、広報車両や防災行政無線、テレビ・ラジオなど様々な情報伝達手段を活用し提供する。

二、段階的避難として、施設敷地緊急事態時は屋

内退避の準備、全面緊急事態では、屋内退避、その後、プラントの状況が悪化した場合は、住民避難・一時移転となる。

この内容は、本年三月

に北海道と岩内町が全戸配布した、原子力防災のしおりに掲載しており、

今後も理解が得られるよう、広報活動や訓練等を実施する。

三、町が指定する小中学校など十五箇所のコンクリート屋内施設に地区ごとに集合し、その後バス等で札幌市の一時滞在場所に移転する。

屋内退避時には、放射性物質の吸入抑制や放射線を遮へいするため、ドアや窓を全部閉めるなど留意事項を広報車や防災行政無線等により周知し、被ばくの低減を図る。

四、本年三月に全戸配布した原子力防災のしおりで、自家用車避難の注意事項、避難経路地図や避難先ルートを掲載し周知を図っている。

また、年内に町内会・

自治会長を対象とした説明会を開催し、自家用車利用者の把握と避難経路の説明を行う予定である。

五、避難方法は、自家用車とバス等による避難とし、バス避難者は町が指定した集合場所に集合する。

災害時要配慮者の移動は、医療機関等から福祉専用車両の確保が必要との意見もあることから、各施設の必要台数を調査し、北海道へ要請する。

在宅の要配慮者は、福祉専用車両の確保などが困難な場合は、北海道や防災関係機関に救出の応援要請をする。

六、避難や一時移転が指示された場合は、避難先に到着する前に北海道が開設する救護所で、放射性物質による汚染を受けていないかどうかを確認する、スクリーニングが行われ、開設場所は、状況に応じて北海道が決定する。

■再々質問■

七、避難時に指定経路が地震災害や気象条件により通行止めの場合は、他の道路を使っての避難となるが、陸路での避難が困難な場合は、航空輸送や海上輸送などで対応する。

■再質問■

防災のしおりの配布、町内会会長への説明だけではなく町が地区へ出向いて説明すべきではないか。

■町長■

防災計画の内容は、防災のしおりの全戸配布やホームページ等を活用して広報活動に加え、年内に町内会・自治会長を対象とした防災計画の説明会を開催予定である。

今後は、町内会等から要請があつた場合には、直接出向き説明するなど町民の理解が深まるよう努める。

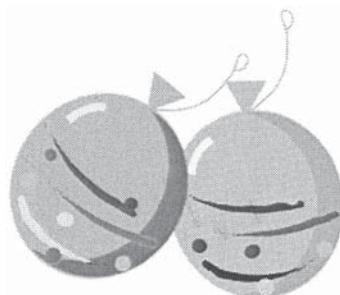
■町長■

で、説明希望町内会へだけではダメで地区への説明会をすべきではないか。



議 会 日 誌

5月 8日	後志総合開発期成会定期総会
13日	社会文教委員会
14日	建設産業委員会
15日	総務委員会
16日	議会運営委員会
19日	第1回臨時会
21日	原子力発電所問題特別委員会
22日	北海道新幹線建設促進後志・小樽期成会要望会
22日	北海道横断自動車道黒松内・小樽期成会要望会
22日	後志総合開発期成会要望会（俱知安町）
26日	後志総合開発期成会要望会（札幌市）
29日	後志総合開発期成会要望会（東京都）
6月 3日	社会文教委員会
4日	建設産業委員会
5日	総務委員会
6日	議会運営委員会
9日	第2回定例会招集
16日	第2回定例会再開 19日まで
27日	国道229号余市・岩内・島牧間整備促進期成会総会
7月 1日	総務委員会
2日	社会文教委員会
3日	建設産業委員会
4日	北海道町村議会議員研修会
6日	神恵内沖揚げまつり開催式
10日	後志町村議会議員パークゴルフ大会
14日～17日	社会文教委員会所管事務調査
16日	社会を明るくする運動街頭パレード
19日	泊群来まつり開催式





議会を傍聴してみませんか。

議会開会については、当日の朝の防災無線でお知らせします。
手続きは、受付名簿に名前・住所・年齢を記入するだけです。

一般質問の全文は、町のホームページ内「議会」のページにて公開しておりますので、ご覧ください。

町公式HP : <http://www.town.iwanai.hokkaido.jp/>

編集後記

「議会だより百二十五号」をお届けいたしました。第二回定例会での一般質問を中心に編集しました。

ぜひご覧になって、町の方針や議会活動もご理解願いたいと思います。

なお、議会だよりでは、一般質問を要約してお届けしています。議会の一部よりお伝えすることができます。町政を一層ご理解いただくため、町議会を傍聴ください。

会議の内容は、会議録に詳細に記録されていますので、ご覧になりたい方は議会事務局へお問い合わせください。

なお、町ホームページ内の議会のページに、一般質問の全文を掲載しておりますので、ぜひご覧ください。

また、議会だよりに対するご意見ご要望等がありましたら、議会事務局までぜひお聞かせください。お待ちしております。

表紙の写真は昨年の怒涛まつりの様子です。今年も、八月二日・三日に開催されます。楽しい催し物もたくさん用意されていますので多くの皆様のお越しをお待ちしております。

なお、議会だよりで使わせていただきました写真是、ご希望があればデータで差し上げますので、USBやCDをご用意下さい。

(議会運営委員会)